

※実施会場については、会場の所在地となります。

(注) 五掛け=免許等所持者…クレーン運転士(床上運転式限定含む)、デリック運転士、移動式クレーン運転士、揚貨装置運転士、クレーン・デリック運転士(クレーン限定・床上運転式限定含む)以上の免許所持者 小型移動式クレーン運転技能講習、床上操作式クレーン(5トン以上)運転技能講習の修了者
 離欠・離化=1部免除者…日本赤十字社が行った講習を修了して救急員認定証あるいは通任証等を受けている人
 会員…各労働基準協会会員事業場在籍者 会員外…各労働基準協会会員事業場以外在籍者